

○医薬品再評価に関し、資料提出を
必要とする有効成分等の範囲につ
いて一その15

(昭和50年4月16日)
薬発第333号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については昭和46年12月16日付け
薬発第1179号をもつて通知したところであるが、同通知
に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和
50年7月15日までに提出するよう貴管下関係業者に周知
徹底方よろしく願います。

記

単剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分
を含有するもの。ただし、消化器官用剤(2)に掲げるピ
サコジルを除く)については外用剤を除き、外皮用剤に
ついては皮膚科領域の外用剤に限る。

消化器官用剤

次に掲げるもの、またはその塩類

- (1) アクリノール
クレオソート
炭酸クレオソート
グアヤコール
炭酸グアヤコール
グアヤコールスルホン酸
タンニン酸
タンニン酸アルブミン
ベルベリン
タンニン酸ベルベリン
ベルベリンモノクエン酸
次サリチル酸ビスマス
次硝酸ビスマス
次炭酸ビスマス
次没食子酸ビスマス
ハイドロキシナフトエ酸
ジメチルポリシロキサン
乳 酸
薬用炭
整腸を目的とする生菌製剤
- (2) 酒石酸水素カリウム
硫酸カリウム
硫酸ナトリウム(乾燥硫酸ナトリウムを含む)
硫酸マグネシウム
リン酸ナトリウム
ピサチン
トリサチン
ピサコジル
酢酸ビスオキサチン
フェノールフタレン
フェノールフタロール
フェノバリン
カルボキシメチルセルローズ
メチルセルローズ
ジオクチルソジウムスルホサキシネート

ヒマシ油
流動パラフィン
センノサイド
チオカルバミジン
塩化第一水銀

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効
を標榜するものを含む。

外皮用剤

次に掲げるもの、またはその塩類

- (1) ダイクロリゾン
デキサメタゾン
デキサメタゾン硫酸ナトリウム
デキサメタゾン燐酸ナトリウム
デキサメタゾンスルフォベンゾエート
トリアムシノロンアセトニド
ヒドロコルチゾン
酢酸ヒドロコルチゾン
フルオシノロンアセトニド
フルオロホルミロン
フルオロメソロン
フルドロキシコルチド
プレドニゾン
メチルプレドニゾン
酢酸メチルプレドニゾン
ベタメタゾン
ベタメタゾン燐酸ナトリウム
甘草酸ベタメタゾン
 - (2) アミノ塩化第二水銀(白降汞)
オキシシアン水銀
赤色酸化水銀(赤降汞)
酢酸フェニル水銀
チメロサル
 - (3) アルキルベンジルジエチルエタノールアンモニウ
ムクロリドアルキルベンジルトリメチルアンモニウ
ムクロリド
アルキルポリアミノエチルグリシン(デゴ-51)
塩化ベンザルコニウム
塩化ベンゼトニウム
ラウリル硫酸ナトリウム
 - (4) クロルヘキシジン
ヘキサクロロフェン
ホウ酸
ホウ砂
ポビドンヨード
 - (5) ヘマトポルフィリン(局所注入剤に限る)
アセチルコリン (")
- 上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効
を標榜するものを含む。